

国保に関するQ & A



保険証の代わりに資格確認書が届きました。「特別療養費」と記載があるが、こういったもの？



「国保税滞納整理強化月間」って何のこと？



国民健康保険税額はどのように計算される？

A

国民健康保険の資格有効期間は通常8月から翌年7月までの1年間ですが、過年度（令和6年度以前）分の国保税が滞納の場合「特別療養費」扱いとなり、病院やクリニックを受診する際は医療費を全額自己負担していただくことになります。資格確認書のほか、マイナ保険証でも同じです。国保加入者（被保険者）が病気やケガで病院などにかかったときの医療費などを賄うため、国民健康保険税の収入は貴重な財源となっています。

A

鹿児島県および県内の市町村では、毎年8月と12月を「県下一斉国保税滞納整理強化月間」として、国保税の収納対策を強化しています。曾於市でも、国保税の収納率向上のため催告書などの送付、預貯金や給与などの財産調査、差押えなどの滞納処分を強化します。滞納は放っておかずに、まずはご相談ください。

A

国民健康保険に加入した月分から計算され、世帯の所得や加入者（被保険者）数によって税額が異なります。世帯主の方の国保加入の有無に関わらず世帯主が納税義務者となります。納期は通常6月から翌年2月までの9期です。国保加入の届出が遅れると納期ごとの税負担額も大きくなります。

◆令和7年度 国民健康保険税の税率など◆

区 分	医療分	介護分	後期高齢者支援分
所得割	8.3%	1.5%	2.0%
均等割	24,500 円	7,500 円	5,500 円
平等割	23,000 円	4,500 円	4,500 円
限度額	660,000 円	170,000 円	260,000 円



国民年金
のはなし

11月はねんきん月間です

【本 庁】市民環境課 戸籍年金係 ☎ 0986-76-8805
【大隅支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 099-482-5923

【財部支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 0986-72-0934
【鹿屋年金事務所】 ☎ 0994-42-5121

※はじめに音声ガイドが対応します

日本年金機構では厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」とし、市民の皆さまに公的年金を身近に感じて、年金制度に対する理解を深めていただくための取り組みを行っています。

また、11月30日（いいみらい）は「年金の日」と制定されています。ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、老後の生活設計に思いを巡らせてみてはどうでしょうか。ぜひこの機会に「ねんきんネット」※を利用して、ご自身の年金記録の確認や年金受給見込額を試算してみましょう。

「ねんきんネット」ではパソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、さまざまな条件を設定することで、将来受け取る老齢年金見込額を試算することもできます。またマイナポータルと連携することで、確定申告で利用可能な控除証明書などの電子データを受け取ることができます。

※「ねんきんネット」のご利用は登録が必要です。詳しくは「ねんきんネット」のホームページをご覧ください
https://www.nenkin.go.jp/n_net/

ねんきんネット



鹿屋年金事務所による出張年金相談

※年金請求の相談が優先となります

日 程	時 間	場 所	予 約 先
11月12日（水）	午前9時30分～ 午後3時30分	大隅中央公民館 研修室	大隅支所 市民環境係 ☎ 099-482-5923

相談は無料ですが予約が必要です。定員になり次第締め切ります。